第一種大麻草採取栽培者免許取消届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 | 第　　　　　　　号 | 免許年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 免許証の種類 |  |
| 免許証返納の理由及びその年月日 |  |
| 現在の大麻草の作付面積 |  |
| 現に管理する大麻の品名及び数量 | 品名 | 数量 |
|  |  |
| 現に所有する発芽不能未処理種子の品名及び数量 | 品名 | 数量 |
|  |  |
| 現に所有する麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者は除く。） | 品名 | 数量 |
|  |  |
| 現に所有する大麻草の繊維の数量（第一種大麻草採取栽培者に限る。） |  |
| 備考 |  |
| 　上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。　住　所法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。氏　名　　　　　　　　　　　　長野県知事　　殿 |

（注意）

　用紙の大きさは、Ａ４とすること

第一種大麻草採取栽培者免許取消届

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | １　免許の取消しを受けようとするとき |
| 根拠法令 | 法第12条の７第１項省令第８条第１項 |
| 提出部数 | ２部（薬事管理課　１部、保健所　１部） |
| 添付書類 | 免許証（紛失した場合は、紛失理由書） |
| そ の 他 | １　免許証返納の理由を具体的に記載させること２　現在の大麻草の作付面積は、アール換算で算出させること３　大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載させ、数量は品種ごとにその重量を記載させること　（数量の考え方）　　　栽培中の大麻草の本数は、概ね100本を超えるような場合は、１メートル四方における本数×作付面積として計算させること、また、収穫したものは、重量で計上して記載させること（複数品種を栽培している場合は品種ごとの重量）なお、重量で記載させる場合はキログラム単位又はグラム単位で表し、キログラム単位で記載する場合で小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入させること　　　重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草１本当たりの重量×推定本数で計算させるなどして重量を推定し、この場合、少数点以下の端数は省略させて差し支えないこと　　　大麻草に品名がない場合は、栽培年（西暦）－特定の番号で分類して記載させること（例 「２０２５－１」）４　繊維の数量は、重量で記載させること　５　この届について、保健所は、現地確認を行うこと。６　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者）に譲り渡す場合は、事由の生じた日から50日以内に譲り渡させるとともに、譲り渡した日から15日以内に大麻等譲渡届を提出させること　７　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻及び麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の手続きをとらせたうえで、事由の生じた日から50日以内に廃棄させること　（関連手続き）* 大麻等譲渡届
* 麻薬廃棄届

※免許期間満了者等・・・法第12条の８第１項に規定する免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者 |